

東松山市都市計画税条例の改正概要

【平成27年7月】

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等が制定され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、東松山市都市計画税条例が改正されました。

1 都市計画税の課税標準の特例措置

(1) 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置

ア 都市再生緊急整備地域において、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得する公共施設等について、課税標準を5分の3に減額する特例措置について規定しました。

イ 特定都市再生緊急整備地域において、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得する公共施設等について、課税標準を2分の1に減額する特例措置について規定しました。

【施行日：平成27年6月25日】